

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な対応を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

山形県天童市長

## 公表日

令和7年3月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、下記の事務を取り扱う ・後期高齢者医療の資格に関する事務 ・医療給付に関する事務 ・保険料の賦課徴収に関する事務  情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	(1)後期高齢者医療システム (2)団体内統合宛名システム (3)収納消込システム (4)滞納整理システム (5)後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) (6)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者医療関連情報ファイル、(2)収納情報ファイル、(3)滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第85項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・情報照会の根拠 117の項 ・情報影響の根拠 115の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険給付課 総務部税務課 総務部納税課
②所属長の役職名	保険給付課長 税務課長 納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	天童市総務部総務課 〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線313)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	天童市健康福祉部保険給付課、総務部税務課、総務部納税課 〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(保険給付課:内線753、税務課:内線776、納税課:内線782)
9. 規則第9条第2項の適用	[    ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、後期高齢者医療に関する事務では、上記の他に下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li> <li>・個人情報及び個人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-② 評価実施機関における担当部署②所属長	保険給付課長 松浦 和人 税務課長 原田 まき子	保険給付課長 松浦 和人 税務課長 原田 まき子	事後	人事異動による変更
平成29年4月1日	2-1-①	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	2-2-①	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 評価実施機関における担当部署②所属長	保険給付課長 松浦 和人 税務課長 原田 まき子	保険給付課長 五十嵐 孝 税務課長 矢萩 茂	事後	人事異動による変更
平成30年4月1日	2-1-①	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	2-2-①	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 評価実施機関における担当部署②所属長	保険給付課長 五十嵐 孝 税務課長 矢萩 茂	保険給付課長 五十嵐 孝 税務課長 矢萩 茂	事後	人事異動による変更
平成31年4月1日	2-1-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	2-2-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I-5-② 評価実施機関における担当部署②所属長	保険給付課長 五十嵐 孝 税務課長 矢萩 茂	保険給付課長 武田 芳仁 税務課長 星野 克之	事後	人事異動による変更
令和2年4月1日	2-1-①	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	2-2-①	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年3月1日	2-1-①	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月1日	2-2-①	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年4月1日	2-1-①	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	2-2-①	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月1日	1-1-②		情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	
令和5年2月1日	1-1-③	(1)後期高齢者医療システム (2)団体内統合宛名システム(中間サーバーコ	(1)後期高齢者医療システム (2)団体内統合宛名システム	事後	
令和5年2月1日	1-4-②	・番号法第19条第7号及び別表第二第82、83項	・番号法第19条第8号及び別表第二第82、83項	事後	
令和5年4月1日	2-1-①	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	2-2-①	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	1月8日	(内線 保険給付課:752 市民課:716 税務課:772 納税課:782)	(内線 保険給付課:753 市民課:716 税務課:772 納税課:782)	事後	内線番号変更
令和5年4月1日	1-1-③	(1)後期高齢者医療システム (2)団体内統合宛名システム	(1)後期高齢者医療システム (2)団体内統合宛名システム	事後	
令和7年1月17日	I-3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第85項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	法改正等に伴う修正
令和7年1月17日	I-4-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号別表の85項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・情報照会の根拠 117の項 ・情報影響の根拠 115の項	事後	法改正等に伴う修正
令和7年1月1日	II-1-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月1日	II-2-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月17日	IV-8		人手を介在させる作業十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、後期高齢者医療に関する事務では、上記の他に下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の改正に伴うもの
令和7年1月17日	IV-11		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の改正に伴うもの